

インターネット接続 Lite 契約約款

2025 年 7 月 現在

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

一般規程

第1章 総則

第1条 （約款の適用）

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）は、法人向けフレッツ対応インターネット接続サービス「インターネット接続 Lite」契約約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、本約款を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、本約款に基づき法人向けにインターネット接続 Lite（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 （本約款の変更）

当社は、本約款のすべて又は一部を変更することがあります。本約款の変更にあたっては、当社が定めた日（以下「効力発生日」といいます。）に効力を生じるものとし、変更後の本約款およびその効力発生時期を当社が定める方法で周知します。

2 また改定された本約款は、当該効力発生日が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規約によります。ただし、その場合であっても変更後の規約と当社と契約者が別途個別に協議した契約書（以下、「個別契約」といいます。）の内容が異なる場合、個別契約が優先して適用されます。

第3条 （約款の構成）

本約款は一般規程及び本サービスの種類毎に定める個別の利用規程（以下、「利用規程」といいます。）によって構成されます。一般規程と利用規程の内容に差異がある場合には、利用規程が優先して適用されます。

第4条 （分離可能性）

本約款のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該条項は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において、限定的に解釈されるものとします。

第5条 （用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
アカウント ID	本サービスの利用に伴い、当社が契約者へ付与する PPPoE ログイン名、もしくは IPoE 識別 ID
パスワード	本サービスの利用に伴い、当社が契約者へ付与する PPPoE パスワード

第2章 契約

第6条 （契約の範囲）

本契約は当社および以下の各号の一に該当する団体との間で締結されます。

- (1) 日本法により法人格と認められたもの(自治体、営利法人、公益法人、特別法に定められた中間法人、労働組合、各種協同組合等)で登記の具備あるいは主務官庁の許可を得たもの。
- (2) その他、当社が適当と認めた組織。

第7条 （契約の単位）

当社及び契約者は、一つの本サービス毎に一のインターネット接続 Lite の契約（以下、「本契約」といいます。）を締結するものとし、その契約内容は、本約款および個別契約に定めるとおりとします。当社は、契約者に対し、一の本契約締結ごとに、一つのアカウント ID 及びパスワードを付与します。

2 当社は、業務上必要ときには、本契約の特約を定める事があります。この場合、契約者は本約款とともに本契約の一部である特約も遵守するものとします。

第8条 （サービスの提供範囲）

本サービスの提供地域は、日本国内とし、提供範囲は当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。ただし、利用規程に定めがある場合にはこの限りではありません。

第9条 （権利義務譲渡等の制限）

契約者は、本契約上の地位ないし本契約に基づく権利義務を、当社の事前の書面による承諾なしに、第三者に承継させ、譲渡し、貸与し、又は担保としての提供等することはできません。

第3章 申込及び承諾等

第10条 （契約申込の方法）

本契約の申込は、当社が別途定める方法にて行うものとします。

- 2 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲内において、当社の委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。
- 3 契約者には、第1項の本契約の申込にあたり、本人確認のための資料等を当社に提出し

ていただく場合があります。

4 申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、当該個人情報の本人から同意を得た上で記載するものとします。

第11条（情報の提出）

当社は、契約者に対して、契約者に関する情報の提出を求めることがあります。

2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた契約者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

第12条（契約申込の承諾）

当社は、本契約の申込があった時は、次条（契約申込の拒絶）に定める契約申込の拒絶事由に該当する場合を除き、これを承諾するものとします。

2 本契約の成立日は、前項の規定により当社が本契約の申込を承諾した日とします。また、当社は、本契約の申込を承諾した場合、本サービスが利用可能となる日（以下、「利用開始日」といいます。）を別途当社の定める方法にて契約者に通知します。

3 当社は、原則として、申込を受け付けた順に前項に定める通知を行い、本サービスの提供を開始するものとします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

第13条（契約申込の拒絶）

当社は、本契約の申込者が次の各号の一に該当する場合には、本契約の申込に対して承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が技術上困難なとき。
- (2) 本契約の申込をした者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。（申込者が負担すべき責務の履行が担保されたときを除きます。）
- (3) 本契約の申込をした者が第23条（提供停止）第1項各号の一に現に該当し、又は該当するおそれがあるとき。
- (4) 本契約の申込をした者が過去において第23条（提供停止）第1項各号の一に該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
- (5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
- (6) 本契約の申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。

- (7) 本契約の申込をした者が、過去において法令若しくは本約款に違反したことがあるとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (8) 当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - (9) その他当社が不適切と認めたとき。
- 2 当社が前項の規定により、本契約の申込を拒絶したときは、当社は、当該申込者に対し、書面をもってその旨を通知するものとします。

第4章 契約事項の変更

第14条 (契約事項の変更)

- 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、利用規程等で当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。
- 2 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。
- 3 当社は、第1項の請求があった場合において、その請求を承諾しないことがあります。

第15条 (契約者の名称の変更等)

- 契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第16条 (法人格の契約上の地位の継承)

- 契約者が、合併又は会社分割を行う場合、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。この場合、契約者は、本契約上の地位を承継する者に対し、本契約に基づき契約者が負う一切の債務を、その者に承継させるものとします。
- 2 当社が前項に定める承諾をしない場合、当社は、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

第5章 契約者の義務

第17条 (契約者の義務)

- 契約者は本約款及び本契約に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

第18条 (禁止事項)

- 契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）及びその他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を毀損する行為、又は毀損するおそれのある行為
- (4) 個人情報のみだりに収集し、又は蓄積する行為若しくは不正目的でそれを使用する行為
- (5) 犯罪行為（詐欺、業務妨害等を含むがこれらに限られない）、又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (6) わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等に該当する画像若しくは文書等を発信する行為
- (7) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 他人になりすまして本サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダの情報を変更する行為等を含む。）
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 受信者の同意を得ること無く、不特定多数の者に対して商業的宣伝若しくは勧誘の情報を発信する行為
- (12) 受信者の同意を得ること無く、一般人に嫌悪感を抱かせる、又はそのおそれのある情報を発信する行為
- (13) 当社若しくは第三者の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (14) 当該行為が前各号のいずれかに該当することを認識しながら、その行為を助長する態様でハイパーリンクを設定する行為
- (15) その他公序良俗に反する、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

第19条（アカウント情報等の管理）

契約者は、本サービスにて当社から提供するアカウント ID 等の情報（以下、「提供物件」といいます。）について厳重に管理する責任を負うものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は、不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、当社からの提供物件が第三者によって不正に使用されたことを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、提供物件の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責

任を負わないものとします。

第20条（契約者の義務違反）

契約者が第17条（契約者の義務）又は第18条（禁止事項）その他本契約・本約款に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第6章 品質保証、責任の限定等

第21条（当社の免責）

当社は、契約者が本サービスに関していかなる損害（常時接続、伝送速度及び帯域等品質を確保できなかったことによる損害、本サービスの利用において情報等が破損若しくは滅失したことによる損害、又は契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含みますがこれらに限定されず、その原因の如何を問いません。）を被ることがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本契約の変更により契約者設備の改造又は変更（以下、本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第7章 利用の制限、提供停止、提供中止

第22条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、当社の判断にて、契約者による本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

2 契約者は、通信が著しく輻輳したときに、本サービスを全く利用できない状態（当該本契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みますが、これに限られません。）となることがあることを、承諾するものとします。

3 契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたと当社が判断したときは、当社は、当社の判断に基づき、当該契約者による本サービスの利用を制限することができます。

4 当社は、通信品質確保のため、通信経路が混雑した場合、通信速度を一時的に制御する

ことができます。その結果、契約者は通信速度が低下する場合があることを、承諾するものとします。通信速度の制御は、通信経路の混雑が緩和され次第、当社の判断に基づき、解除するものとします。

5 当社は、通信の安全性確保のため、不正なトラフィックの遮断など当社が必要と判断したときは、お客様の IP アドレスに対して通信ポートの制御を実施することができます。

6 当社は、本条に基づく本サービスの利用制限により契約者に発生した一切の損害について、責めを負わないものとします。

第23条（提供停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社の定める期間、当社の判断に基づき本サービスの提供を停止又は制限することができるものとします。

- (1) 本契約の申込時に提出した当社所定の書面に、事実と反する記載を行った等、当社に対して虚偽の事実を述べたことが判明したとき。
- (2) 前号のほか、本契約・本約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行、当社の電気通信設備等当社の業務及び設備に対して、支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- (3) 第 36 条（債務の履行の担保に係る申し入れ）に規定する協議により契約者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないとき。
- (4) 第 37 条（債務の履行の担保）に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われないとき。

2 当社は、契約者が、本サービスの料金債務その他本契約に基づき契約者が当社に対して負っている一切の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みますが、これに限られません。）は、当該契約者が当社に対して、その債務の全ての支払を完了するまでの間、当社の判断に基づき、本サービスの提供を停止することができます。

3 当社は、本条の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

4 当社は、本条に基づく本サービス提供の停止により契約者に発生した一切の損害について、責めを負わないものとします。

第24条（提供中止）

当社は、次のいずれかの場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 天災、事変、戦争その他の不可抗力により、本サービスの提供が不可能又は困難であるとき。
- (2) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

- (3) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
 - (4) ソフトウェアのバージョンアップ等の保守のためやむを得ないとき。
 - (5) その他、当社において本サービスの提供中止が必要と判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止するときは、事前にその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、かかる通知を行うことにより当社に支障が生ずると当社が判断した場合、又は当社がかかる通知を不要と考えた場合においては、この限りではありません。
- 3 当社は、本条に基づく本サービス提供の中止により契約者に発生した一切の損害について、責めを負わないものとします。

第8章 契約の解除

第25条（当社の解除）

当社は、次に挙げる事由のいずれかがあるときには、予め契約者に通知することなく本契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 23 条（提供停止）第 1 項又は第 2 項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から各所定の期間を経過しても当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 2 項の事由による場合は、当社は、当該本契約を直ちに解除することがあります。
- (2) 第 23 条（提供停止）の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 第 13 条（契約申込の拒絶）第 1 項各号のいずれかの事由が判明、または発生したとき。
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金支払の停止の通知があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届けない場合。
- (5) 第 2 条（本約款の変更）又は前条（提供中止）に基づき、当社が本サービスを廃止するとき。
- (6) 契約者が、法令又は本契約若しくは本約款に違反したとき。

第26条（契約者の解約）

契約者が本契約を解約しようとするときは、解約する旨及び解約するサービスの種類等を、当社が別途定める方法にて当社に通知することとします。契約者が当社所定の方法で解約の通知をした場合、当該通知が当社に到達した 30 日後又は契約者が当該通知において解約の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解約の効力が生ずるものとします。

第9章 料金等

第27条（料金の適用）

当社が提供する本サービスに関する料金、費用及びそれらの計算方法は、別途締結する個別契約の通りです。

第28条（利用料金の支払義務）

契約者は、当社に対し、前条（料金の適用）に規定する本サービスの利用に伴って継続的に課金される月額料金を支払う義務を負います。

2 第25条（当社の解除）、第26条（契約者の解除）の規定により、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、解約又は解除の日が暦月の末日以外であっても、契約者は、当該解約又は解除の日を含む月の当該契約に係る本サービスの月額料金を支払う義務を負います。

3 第14条（契約事項の変更）等の本約款の規定に基づく契約内容の変更により、本契約における月額料金に変更が生じた場合には、当該変更の日が暦月の初日である場合を除き、当該月額料金の変更は当該変更の日を含む月の翌月一日より適用するものとします。

4 第22条（利用の制限）、第23条（提供停止）、第24条（提供中止）等の本約款の規定により、本サービスの利用が停止又は制限された場合の当該停止又は制限の期間における当該サービスに係る本サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第29条（初期費用の支払義務）

契約者が、第10条（契約申込の方法）に基づき、当社に対して本契約の申込みをし、当社がこれを承諾したときは、契約者は、第27条（料金の適用）に規定する初期費用を当社に支払う義務を負います。

2 当社の承諾後第12条（契約申込の承諾）第2項に定める利用開始日前に、契約者の責めによらない理由により本契約の取消又は解除がされた場合は、この限りではありません。

第30条（工事に関する費用の支払義務）

契約者が、当社に対して、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事を行うよう求め、当社がこれを承諾したとき（以下、これにより契約者・当社間に成立する契約を「本件工事契約」といいます。）は、契約者は当社に対して、当該工事に要する費用を支払うものとします。ただし、工事の着手前に本件工事契約が契約者の責めによらない理由により解除又取り消された場合には、この限りではなく、その場合において既に当該工事に要する費用が契約者から当社に対して支払われているときは、当社は、

契約者に対して、その費用を返還します。

2 工事の着手後完了前に当社の責めによらない理由により本件工事契約の解除又は取消があった場合は、前項ただし書の規定にかかわらず、契約者は、解除又は取消時までの間に着手された部分に要した費用を負担するものとします。

第31条（料金の調定）

本契約の最低利用期間内における解除、契約内容の変更その他利用規程に定める事由が発生した場合には、契約者は、当社に対して、個別契約に定めるところにより、調定金を支払うものとします。

第32条（料金等の支払方法）

契約者は本サービスの料金及び費用を、当社が定める期日までに、当社が指定する方法にて支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関との契約条項又は当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第33条（割増金）

契約者は、初期費用、月額料金その他の、当社に対する一切の支払について、それを不法又は不正に免れた場合には、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（以下、「割増金」といいます。）を、当社が別途定める方法により支払うものとします。割増金の支払は、契約者の当社に対するその他のいかなる債務をも免除するものではありません。

第34条（延滞利息）

契約者は、初期費用、月額料金その他の当社に対する一切の債務（ただし、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払をしない場合には、当社に対して、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で算出した額を、延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第35条（割増金等の支払）

契約者は、第 33 条（割増金）及び前条（延滞利息）の支払については、当社が指定する方法により行うものとします。

第36条（債務履行の担保に係る申し入れ）

契約者が本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがないと当社が判断できないときは、契約者が本サービス提供に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は、契約者に対して、預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

2 契約者が、前項に規定する協議の申し入れに応じない場合又は前項に規定する協議により本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合（前項に規定する協議により契約者が当社に対して債務の履行の担保を供した場合を除きます。）は、当社は、契約者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等（当社が承認した者に限ります。以下同じとします。）の債務保証により、契約者が本サービス提供に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、債務の履行を担保するよう求めるものとし、契約者はこれに従うものとします。

第37条（債務の履行の担保）

契約者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、本サービス提供に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 本サービス提供に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと（契約者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）があるとき
- (2) 直近の決算において債務超過であるとき
- (3) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき
- (4) 第11条（情報の提出）の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき
- (5) 前条（債務履行の担保に係る申し入れ）第2項に定める場合
- (6) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき

2 当社は、契約者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

第38条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第39条（端数処理）

当社は、本サービスに関する料金、費用その他の計算において、その計算結果で1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第10章守秘義務

第40条（個人情報保護）

当社は、契約者の情報を、別に定める「個人情報保護ポリシー（<https://www.tokai-com.co.jp/privacy/>）」に基づき適切に取り扱います。ただし、契約者は、当社がサービスの提供において必要な契約者の情報を、相互接続事業者及び当社が依頼する工事業者等と共有することを承諾するものとします。

2 当社は、刑事訴訟法第218条その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、前項にかかわらず、当該法令及び令状に定める範囲で個人情報等の照会に応じることができるものとします。

3 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締役官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合であって、当該照会に応じることにつき正当な理由があると当社が判断するときは、第1項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。

第11章雑則

第41条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部については、第三者に委託することができるものとします。

第42条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と当社との間で本契約に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第43条（準拠法）

本契約及び本約款の解釈、適用、履行や本契約及び本約款に定めのない事項については、日本法を適用します。

第44条（機密保持）

契約者は、本サービスの利用に関し知り得た次の情報を、第三者に対して開示することができません。

- (1) 当社とその関連会社、及びその契約者に係る施設、財産、製品、サービス、営業、その他事業に関する全ての情報。
- (2) 有形、無形、及び秘密であるとの表示又は指示の有無、またその目的の如何を問わない、第三者の専有情報又は秘密情報。
- 2 前項は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではないものとします。
 - (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
 - (2) 知り得た時点で既に取得済みの場合。
 - (3) 知り得た後、自己の責によらず公知、公用となっている場合。
 - (4) 開示又は提供の同意を得た場合。
 - (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられずに取得した場合。
 - (6) 法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続により、開示又は提供の要請があった場合。
- 3 契約者は、第1項で定める情報が契約者により開示又は漏洩された場合、それによって生ずる損害について一切の責任を負わなければなりません。
- 4 本条の規定は、その契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

第45条（注意喚起）

当社は、信頼できる第三者からの助言または情報提供により、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる端末の IP アドレス及びタイムスタンプの情報を得た場合であって、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれが高いときは、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等とを照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことができます。

付則（2023 年 3 月 18 日）

この改定規定は、2023 年 3 月 18 日から実施します。

付則（2024 年 1 月 31 日）

この改定規定は、2024 年 1 月 31 日から実施します。

付則（2025 年 7 月 22 日）

この改定規定は、2025 年 7 月 22 日から実施します。

利用規程 インターネット接続 Lite

2024 年 1 月 31 日現在

本約款における一般規程に定める利用規程として、この「利用規程 インターネット接続 Lite」を定めます。利用規程に特別の定めがない限り、用語の定義は、一般規程に従うものとします。

第1条 (インターネット接続 Lite の内容)

インターネット接続 Lite とは、東日本電信電話株式会社（以下、この利用規程において「NTT 東日本」とします。）及び西日本電信電話株式会社（以下、この利用規程において「NTT 西日本」とし、NTT 東日本、NTT 西日本の両社を併せて「NTT」とします。）が提供する、「フレッツ 光ネクスト」及びNTT 西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービスとします。

第2条 (対応サービス)

インターネット接続 Lite は、NTT が提供する以下のサービスに対応します。

回線提供事業者	対応サービス	
NTT 東日本	フレッツ 光ネクスト	ファミリータイプ
		マンションタイプ
		ファミリー ハイスピードタイプ
		マンション ハイスピードタイプ
		ファミリー ギガラインタイプ
		マンション ギガラインタイプ
回線提供事業者	対応サービス	
NTT 西日本	フレッツ 光ネクスト	ファミリータイプ
		マンションタイプ
		ファミリー ハイスピードタイプ
		マンション ハイスピードタイプ
		ファミリー スーパーハイスピードタイプ集
		マンション スーパーハイスピードタイプ集

第3条 （品目）

インターネット接続 Lite には次の品目（以下、この利用規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
1 IP	アカウント ID 1 つにつき、割り当てられる IP アドレス数と同時接続セッション数が 1 つであるもの

第4条 （課金開始日）

インターネット接続 Lite の利用に係る料金（初期費用、一次費用を除く。）の起算日となる課金開始日は利用開始日とします。

第5条 （最低利用期間）

インターネット接続 Lite に係る本サービス契約（以下、「インターネット接続 Lite 契約」といいます。）における最低利用期間は一年とし、その起算日は課金開始日とします。

第6条 （IP アドレスの指定）

インターネット接続 Lite で使用される IP アドレスは次の意味で使します。

用語	用語の意味
IP アドレス (IPv4)	RFC 791 として定められているインターネットプロトコルの 32bit アドレス
IP アドレス (IPv6)	RFC2460 として定められているインターネットプロトコルの 128bit アドレス

2 インターネット接続 Lite 契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用してインターネット接続 Lite を利用することはできません。

第7条 （対応サービスの変更）

契約者は、インターネット接続 Lite で利用する第 2 条（対応サービス）に定める対応サービスから、同条に定める別の対応サービスに変更することができません。

第8条 （サービスの中止）

当社は、NTT 東日本または NTT 西日本が、第 2 条（対応サービス）に記載のサービスの提供を終了した場合、インターネット接続 Lite を中止します。

第9条 （料金）

契約者がインターネット接続 Lite の利用に関して当社に支払うべき料金及び費用の額並びに計算方法は、別途提示する個別契約書のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はインターネット接続 Lite の申込を当社が承諾した時点で、月額料金の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第10条 （最低利用期間内解約・解除の調定）

インターネット接続 Lite がその最低利用期間の経過する日より前に、インターネット接続 Lite 契約について、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、契約者は、当社に対し、インターネット接続 Lite の種類及び品目に応じ、第5条（最低利用期間）の規定に基づき設定された、最低利用期間の残余の期間に対応する料金に相当する額支払うものとします。

付則（2023 年 3 月 18 日）

この改定規定は、2023 年 3 月 18 日から実施します。

付則（2024 年 1 月 31 日）

この改定規定は、2024 年 1 月 31 日から実施します。

利用規程 1 固定 IP

2024 年 1 月 31 日現在

本約款における一般規程に定める利用規程として、この「利用規程 1 固定 IP」を定めます。利用規程に特別の定めがない限り、用語の定義は、一般規程に従うものとします。

第1条 (1 固定 IP の内容)

1 固定 IP とは当社が契約者に割り当てる IPv4 の IP アドレスをアカウント ID ごと固定するサービスとします。

第2条 (品目)

1 固定 IP には種類毎に次の品目（以下、この利用規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
1 固定 IP	アカウント ID 1 つにつき、割り当てられる IP アドレスをアカウント ID ごと固定したものとするサービス

第3条 (課金開始日)

1 固定 IP の利用に係る料金（初期費用、一次費用を除く。）の起算日となる課金開始日は利用開始日とします。

第4条 (最低利用期間)

1 固定 IP に係る本サービス契約（以下、「1 固定 IP 契約」といいます。）における最低利用期間は一年とし、その起算日は課金開始日とします。

第5条 (IP アドレスの指定)

1 固定 IP で使用される IP アドレスは次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IP アドレス (IPv4)	RFC 791 として定められているインターネットプロトコルの 32bit アドレス
対象サービス	インターネット接続 Lite 契約約款に記載されているインターネット接続 Lite

2 1 固定 IP 契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して 1 固定 IP を利用することはできません。

当社は、割り当てた IP アドレスを変更する場合があります。その際には変更する一ヶ月前までに契約者へ、当社が別途定める方法にて通知いたします。

第6条 (利用資格)

1 固定 IP を利用するには、当該アカウント ID で当社が提供する対象サービスを契約している必要があります。

第7条 (利用条件)

- 1 固定 IP は利用する場所が変更された場合、利用出来なくなる場合があります。
- 2 当社は、前項に定める場合には、1 固定 IP を提供することができないことについて一切の責任を負いません。

第8条 (サービスの廃止)

当社は、対象サービスの廃止により 1 固定 IP を廃止します。

第9条 (解約の効力が生ずる日)

1 固定 IP において、契約者が当社所定の解約申込書で解約の通知をした場合、当該通知が当社に到達した 30 日後又は契約者が当該通知において解約の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解約の効力が生ずるものとします。

第10条 (料金)

契約者が 1 固定 IP の利用に関して当社に支払うべき料金及び費用の額並びに計算方法は、別途当社が提示する個別契約書のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は 1 固定 IP の申込を当社が承諾した時点で、月額料金の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第11条 (最低利用期間内解約・解除の調定)

1 固定 IP がその最低利用期間の経過する日より前に、1 固定 IP 契約について、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、契約者は、当社に対し、1 固定 IP の種類及び品目に応じ、第 4 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された、最低利用期間の残余の期間に対応する料金に相当する額を支払うものとします。

付則（2023 年 3 月 18 日）

この改定規定は、2023 年 3 月 18 日から実施します。

付則（2024 年 1 月 31 日）

この改定規定は、2024 年 1 月 31 日から実施します。